

第一章 罰則

(侵害の罪) (見出し改正、平一八法律五五)

第一九六条 特許権又は専用実施権を侵害した者(第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(改正、平五法律二六、平一〇法律五一、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 一一九条

〔趣旨〕

本条は特許権又は専用実施権を侵害した者に対する罰則を定めたものである。特許権又は専用実施権を侵害した者とは、なんらの権限なくして特許発明を実施した者を意味する。平成一八年の一部改正前の旧一九六条では、特許発明を実施した者及び一〇一条の規定により侵害とみなされる行為をした者に対して、同じ罰則が定められていたが、平成一八年の一部改正において、特許権又は専用実施権を侵害した者から、一〇一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者が除外された(この点については次条「趣旨」を参照)。なお、発明の実施については、二条の定義を参照されたい(旧法二一九条一項二号及び四号に相当する規定がないのは、実施の概念に輸入が含まれることとしたためである)。

懲役刑の上限は、旧法下から五年とされていたが、平成一八年の一部改正において、侵害行為に対する抑止効果や他の財産犯にかかる法定刑との均衡などを勘案し、一〇年に改正された。

罰金額の上限は、旧法では五万円であったところ、昭和三四年法では経済犯に関するほかの立法例を参照して五〇万円と改められ、平成五年の一部改正では、物価水準の上昇等の経済的状況の変化に鑑みて五〇〇万円に改正され、さらに、平成一八年の一部改正において、侵害行為に対する抑止効果等を勘案し、一〇〇〇万円に改正された。

また、旧法下から、特許権又は専用実施権の侵害者に対しては、懲役刑か罰金刑のいずれかが課せられていたが、抑止効果を高める観点から、平成一八年の一部改正において、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

なお、平成一〇年の一部改正前の旧二項は、特許権等は、概ね、①私益であること、②人格権的な要素が含まれること等を理由として親告罪とされていたが、現在では、私益ではあっても、研究開発費が増大している中、侵害によって権利者が被る被害は甚大になっていること、出願人の割合は法人が主となっており、人格権の保護という色彩は薄まっていること、また、刑事訴訟法（二三五条）上の告訴期間の制約（犯人を知った日から六月以内）の問題等から、平成一〇年の一部改正において、旧二項は削除され、特許権又は専用実施権の侵害罪は非親告罪となった。

（同前）

第一九六条の二 第一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（本条追加、平一八法律五五）

〔旧法との関係〕

該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一八年の一部改正で新設された規定であり、一〇一条に規定される侵害とみなされる行為に対する侵害の罪についての規定である。

一〇一条では、侵害品の生産にのみ使用する物を生産する行為や譲渡等を目的とした所持行為等が侵害とみなす行為（みなし侵害行為）とされており、こゝした侵害品の生産にのみ使用する物を生産する行為等は、同行為自体によって直接的に権利者の損害を発生させる行為ではなく、あくまで直接侵害行為の予備的・補助的行為と位置付けられる。

平成一八年の一部改正において一九六条が改正され、侵害行為に対する懲役刑及び罰金額の上限が、それぞれ一〇年、一〇〇〇万円に引き上げられたが、右のようなみなし侵害行為の性質を踏まえ、同条からは「第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者」が除外され、新たに新設された本条において、みなし侵害行為に対する懲役刑及び罰金額の上限は、五年、五〇〇万円と規定された。

（詐欺の行為の罪）

第一九七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（改正、昭六二法律二七、平五法律二六、平六法律一六、平一五法律四七）

〔旧法との関係〕 一三〇条一号

〔趣旨〕

本条は、詐欺の行為の罪について規定したものである。旧法一三〇条二号から五号までは犯罪の性質が異なるので、

別条に規定した。

詐欺の行為、たとえば、審査官を欺いて虚偽の資料を提出し、特許要件を欠く発明について特許を受けた場合などは国家の権威、機能が害されることになるので、刑罰規定を設けることにしたのである。前条旧二項と異なり、本条の罪は国家的な法益を侵害するものであるため、非親告罪とされる。審決のうちにもその者の不利な審決を含むかについては疑問があるが、審査の段階が特許査定と拒絶査定とがあるにもかかわらず、特に特許査定を受けた場合のみを本条の刑罰の対象としていることから考えると、自己に利益になる審決を受けた場合が可罰の対象となり不利な審決を含まないものと解される。なお、旧法には「判決」という文字があったが、詐欺の行為によって判決を受けた場合は特許法のみの問題ではなく、民事訴訟法一般の問題であるので、本条からは除いた。刑の量については前条の場合と同じく他の立法例も勘案して二〇万円とされていたが、平成五年の一部改正において、一九六条と同様の理由により、三〇〇万円に改正された。

なお、平成六年の一部改正において特許後の異議申立制度が導入されたことに伴い、詐欺の行為により特許異議の申立てについての決定を受けた場合を処罰の対象とする旨の改正が行われたが、平成一五年の一部改正において、特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、該当箇所を削除した。

〔字句の解釈〕

〈特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決以外の処分〉詐欺その他不正な手段により除外、忌避の決定を受けたときはどうか。これらの決定はいずれも中間処分であるから、そのような決定が審決にも影響を与え、審決そのものが本条の構成要件に該当するにいたったときにはじめて刑罰の対象とすれば足りる。罪刑法定主義の見地からしても、決定を受けた者を本条によって処罰することはできない。

〔虚偽表示の罪〕

第一九八条 第八十八条〔虚偽表示の禁止〕の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 一三〇条二号から五号まで

〔趣旨〕

本条は、虚偽表示の罪について規定したものである。旧法に比して表現がきわめて簡単になったのは、一八八条として虚偽表示の禁止についての条文をおいたためである。同条各号の違反行為を具体的に列挙してみると次のようになる。ある物について特許がされていない場合、たとえば、ある鉛筆がなら特許に係らない物である場合に、一号はその鉛筆に特許表示を付する行為、二号は特許表示を付した鉛筆を譲渡する行為、三号は鉛筆を製造させるため広告にその鉛筆が特許権の対象である旨を表示する行為である。四号は実際には製造方法が特許の対象ではないにもかかわらず広告にその鉛筆の製造法が特許権の対象である旨を表示する行為である。なお罰金額は、二〇万円とされていたが、平成五年の一部改正において、三〇〇万円に改正された。

〔偽証等の罪〕

第一九九条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。(改正、平六法律一六、平一法律四一、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 一三二条

〔趣 旨〕

本条は、偽証等の罪について規定したものである。一般の偽証罪については刑法に規定がある。すなわち、同法一九九条は「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三年以上十年以下の懲役に処する。」と規定し、一七一条は「法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。」とするから、一項は刑法の原則と変わるところがない。刑の量についても刑法と同じである。本条はむしろ二項に重要な意味があり、一項は二項をひきだすための規定ともいえる。刑法一七〇条は「前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。」と定めるが、査定、審決は「裁判」には該当しないので同条をもってまかなうことはできず特に規定を設けたのである。旧法は「事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前」と規定していたが、この表現だと審査の段階で偽証した者はその後事件が審判に係属した後に自白しても減免されないことになる。これは刑事政策上適当でないので二項は「事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前」と改められた。

虚偽の陳述とは証人の記憶に反する陳述であり、内容が客観的真相に合致しているかどうかは問わない。虚偽の鑑定とは鑑定人の所信に反する意見ないしは判断の陳述であり、真実との一致不一致が問題にならないのは偽証の場合と同様である。

なお、平成六年の一部改正により、特許異議申立ての審理において偽証の罪を犯した者が特許異議の申立てについて

の決定の確定前に自白した場合を、刑の減輕又は免除の対象として追加した。また、平成二十一年の一部改正において、判定制度について必要な手続規定の整備を行ったが、判定については、その結論に法的拘束力はないものの、当事者の紛争解決のための公的見解の表明であり、その判断作用は適正を期する必要があるため、特に証拠調べに関する規定の整備に伴い、判定の審理手続において証人等が偽証した場合を刑の減輕又は免除の対象として追加した。さらに、平成二十五年の一部改正において、特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、該当箇所を削除した。

〔字句の解釈〕

1 〈証人〉民事訴訟法上では、自己の経験によって知得した具体的な事実について、尋問に応じて供述することを裁判所から命ぜられる第三者をいう。特許法の場合は、供述を命ずる主体は特許庁及び特許庁の嘱託を受けた裁判所である。

2 〈鑑定人〉民事訴訟法上では、裁判官の判断能力を補助させるため、特別の学識経験を有する者に知識またはその知識を利用した判断を報告させる場合におけるその学識経験を指す。

3 〈通訳人〉必ずしも外国人の場合にのみ用いられるとは限らない。民事訴訟法一五四条一項は「口頭弁論に關与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる」と規定する。

4 〈嘱託を受けた裁判所〉一五〇条六項にもつき特許庁は証拠調べまたは証拠保全を裁判所に嘱託することができる。

5 〈自白〉民事訴訟法と刑事訴訟法とは意味が異なる。刑事訴訟法上は被告人に不利益な事実の証拠となり得る被告人の陳述をいう。

（秘密を漏らした罪）

第二〇〇条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 (改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 一三三三条

〔趣旨〕

本条は、秘密を漏らした罪について規定したものである。従前は、国家公務員が職務上知ることができた秘密を漏らしたときは、国家公務員法一〇〇条違反になり、同法一〇九条によって一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処された。いうまでもなく特許庁の職員も国家公務員であるから同法の規定の適用を受けるわけであるが、ただ同法には発明の盗用を罰すべき旨の規定がない。また、特殊の事務に従事する者が職務上知得した秘密を漏らした場合には、国家公務員法よりも重い刑罰を科することとしている立法例も少なくない。こうしたことを考慮して本条の罰金刑は五〇万円以下（平成五年の一部改正において改正）とし国家公務員法とは別に規定を置くこととしたのである。旧法には「事業上ノ秘密」も規定されていたが、これは特許出願特有のものではなく他の行政官の場合と同じものと考えられるので、国家公務員法で措置することとして本条からは削除した。

なお、平成一九年に国家公務員法が一部改正され、同法一〇九条の罰則が「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に引き上げられたため、現在は特許法二〇〇条の罰則と国家公務員法一〇九条の刑罰とは同じになっている。

（秘密保持命令違反の罪）

第二〇〇条の二 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、これを併科

する。(改正、平一七法律七五)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)

(本条追加、平一六法律一一〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性を確保する観点から、秘密保持命令違反の罪を定めるものである。

一項は、営業秘密の保護の実効性を確保するため、懲役刑と罰金刑による刑事罰の制裁を定めている。なお、平成一七年の不正競争防止法等の一部改正に伴って、懲役刑と罰金刑の併科が導入され、また、罰金額の上限が引き上げられた。

二項は、秘密保持命令違反の罪の審理では、秘密保持命令の対象となった営業秘密の内容が審理に現れることが想定されることから、刑事裁判手続が公開の法廷で審理されることは憲法上の要請であり、これを非公開にすることは刑事裁判の性質上困難であるため、秘密保持命令によって保護されるべき営業秘密が刑事裁判手続において一層侵害されるリスクを伴うことから、本罪を親告罪とし、その訴追を営業秘密の保有者の意思にゆだねることとしたものである(営業秘密に関する不正競争防止法違反の罪を親告罪としていることと同様の趣旨である)。なお、秘密保持命令違反の罪により害を被った者(刑事訴訟法二三〇条)とは、当該秘密保持命令の対象となっている営業秘密の保有者を指すものである。

三項は、平成一七年の不正競争防止法の改正に伴って導入された規定である。営業秘密の国外使用・開示行為の処罰

と同様に、営業秘密の保護法益の観点から考えれば、国外で営業秘密が開示されようとも、営業秘密の財産的価値が減少することに違いはないことから、秘密保持命令違反については、国外犯についても処罰の必要がある。

また、秘密保持命令違反については、一般的な営業秘密の国外使用・開示行為とは異なり、その主体が訴訟当事者等に限定される。このため、国際協調主義との関係でも、処罰の対象が不意に広がることにはならない。加えて、同じ日本国内で行われている訴訟において、日本で管理されている営業秘密と外国で管理されている営業秘密を差別することは、司法秩序の維持という観点からは著しく合理性に欠ける。このため、秘密保持命令違反については、客体の限定を付さずに「日本国外で罪を犯した者」を処罰の対象としている。

(両罰規定)

第二〇一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十六条、第九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑（改正、平一七法律七五、平一八法律五五）

二 第九十七条又は第九十八条 一億円以下の罰金刑（改正、平六法律二一六、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一六法律二一〇、平一七法律七五）

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。（本項追加、平一六法律二一〇）

3 第一項の規定により第九十六条、第九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。(本項追加、平一八法律五五)
(改正、平六法律一二六、平一〇法律五一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、犯罪行為の防止を強化する目的で、鉱業法一九四條、独占禁止法九五條、建設業法四八條等にならない、昭和三四年法において新設された規定で、所定の違反行為が法人の代表者、人の代理人等によってなされたときは行為者とともにその法人又は人を罰することを定めるいわゆる両罰規定である。ただし、刑罰のうち自由刑はその性質上法人には適用し得ないので、罰金刑のみが科せられるのである。

なお、平成六年の一部改正において、旧一九六條二項（仮保護の権利の侵害罪）が削られたことに伴い、該当箇所が改正された。

工業所有権四法のうち商標権の侵害罪については、公益性が高いことに鑑み、平成八年の一部改正において、両罰規定において、法人に対する罰金刑を自然人に対するものよりも重く規定する、いわゆる法人重課が導入されている。しかしながら、特許権の侵害についても、①権原なく、業として発明等を実施（製造、販売等）する侵害行為は、法人企業の業務の一環として行われるものであること、②特許発明の実施には、通常、所要の製造能力が必要であるとともに、③侵害の主体が主に法人であるため、侵害によりもたらされる利益は、個人による場合に比べて高くなると予想されるが、法人に対する罰金の上限が五〇〇万円にとどまるのでは、その抑止に限界があることから、平成一〇年の一部改正において、特許法においても法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を引き上げることとした。なお、罰金

額の上限は、先に導入された商標法とのバランスも考慮しつつ、自然人と法人との資力格差、企業経営における特許権の重要性、及び侵害による損害額が高額化している状況等に鑑み、三億円とされている。

また、平成一一年の一部改正において、以下のような理由から、詐欺の行為の罪、虚偽表示の罪の両罪についても法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限が引き上げられた。

詐欺の行為については、出願人等から特許庁に提出される書面は大量であり、その書面の大半は真正なものであると考えられること、ユーザーからは迅速な処理が求められていること、審査官、審判官が詐欺の行為を発見することは實際上非常に困難であること等から、罰則が十分に抑止力をもったものであることが必要である。特に、①行為主体が法人の場合は、詐欺の行為により取得した権利を利用して獲得する利益は、個人の場合に比してはるかに大きいと考えられる。②過去の出願割合を見ても、法人の出願が圧倒的に多く、その大半が大企業であることから、規模の大きい法人が行う主体となる可能性が高い。

一方、虚偽表示は、製品に虚偽の表示を付すことによって需要者にそれが真正な特許製品であると誤認させて、経済的取引を行うことを主な目的とする行為である。したがって、①処罰対象となる法人業務主には、一定の品質の製品を製造できるような相当程度技術的に高度な製造能力が必要であることから、規模の大きい法人である場合が多いと考えられる。②こうした大規模法人は、大量生産という方式を採り、大量の製品を流通させるための販売力を備えている可能性が高く、虚偽表示を行った場合の社会的影響は大きくなると考えられること。また、③保護法益が重なる部分があると考えられる不正競争防止法の品質誤認惹起行為（二条一項二号）に対する罰則には、すでに法人重課が導入されており、法的整合性という観点からも問題があるものと考えられること。

なお、罰金額の上限については、自然人と法人との資力格差、侵害罪の罰金額の上限等に鑑み、一億円とされた。また、平成一六年の裁判所法等の一部改正に伴って、新設された秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性を確保

する観点から、秘密保持命令違反行為を行った者の属する法人に対しても、法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を一億円とした。

さらに、平成一七年の不正競争防止法等の改正に伴って、秘密保持命令違反行為を行った者の属する法人に対する罰金額が引き上げられ、その上限を一億五〇〇〇万円とした。平成一八年の一部改正においては、企業経営における特許権の重要性や、侵害による損害額が高額化している状況等を勘案し、罰金額の上限が三億円に引き上げられた。

二項は、平成一六年の裁判所法等の一部改正に伴って新設された規定であり、一項に規定する両罰規定の場合においても、①行為者の罰則と同様に親告罪であることを確認的に明らかにするとともに、②共犯の場合の告訴不可分原則（刑事訴訟法二二八条一項）と同様に、秘密保持命令違反行為を行った者に対する告訴の効力が事業主に対しても不可分の及ぶことを確認的に明らかにしたものである。

三項は、一項の規定により、侵害行為者である自然人のほか、法人に罰金刑が適用される場合において、刑事訴訟法二五〇条の規定により、自然人と法人とで公訴時効の期間が異なってしまう事態となることを避けるため、その場合には、法人についての時効の期間は、自然人の侵害罪についての時効の期間による旨の規定であり、平成一八年の一部改正において追加された。

（過料）

第二〇二条 第五百十一条〔証拠調及び証拠保全〕（第七十一条第三項及び第七十四條第一項から第三項まで）において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平六法律二一六、平八法律二一〇、平一一法律四一、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 一三三三ノ二

〔趣旨〕

本条から二〇四条までは、過料についての規定である。一九六条から前条までは刑罰に関するもので刑法総則の規定の適用があるが、本条以下は秩序罰としての過料に関し、非訟事件手続法によって処理される。秩序罰としての過料とは、法律秩序を維持するために、法令違反者に対して制裁として科せられるものをいう。

まず本条は虚偽の陳述の場合の過料を定めたもので、民事訴訟法二〇九条と同趣旨の規定である。過料については非訟事件手続法一六一条から一六四条までに詳細な規定がある。

すなわち、同法一六一条は「過料事件(過料についての裁判の手續に係る事件をいう)は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する」と規定して、過料一般については同法によって処理されるべきことを明らかにしている。旧法一三四条ノ三は「非訟事件手続法第二百六条乃至第二百八条ノ規定ハ前三条ノ過料ニ付之ヲ準用ス」と規定していたが、この規定は非訟事件手続法一六一条が改正される前にいてのみ意味があったもので、現在では準用しなくても当然非訟事件手続法が適用になるから実益がない。したがって、現行法においては旧法一三四条ノ三に相当する条文を設けなかった。

なお、過料の額は、五〇〇〇円と規定されていたが、平成五年の一部改正において一〇万円に改正された。

また、平成六年の一部改正において、特許後の異議申立制度が導入されたことに伴い、特許前の異議申立ての審査における虚偽の陳述に関する該当箇所を削り、特許異議の申立てについての審理における証拠調べにおいて宣誓をした者が虚偽の陳述をした場合を過料の対象とする旨の改正が行われたが、平成一五年に、特許異議申立制度が廃止されたこ

とに伴い、該当箇所を削除した。

さらに、平成八年の民事訴訟法の改正に伴い、本条で引用していた旧民事訴訟法二六七条二項「疎明」の規定は廃止され、旧民事訴訟法三三六条「当事者尋問」は二〇七条一項への条番号の変更が行われた。

平成十一年の一部改正において、判定制度について必要な手続規定の整備を行ったが、判定については、その結論に法的拘束力はないものの、当事者の紛争解決のための公的見解の表明であり、その判断作用は適正を期する必要があるため、特に証拠調べに関する規定の整備に伴い、判定の審理手続において当事者が偽証した場合を過料の対象として追加した。

(同前)

第二〇三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 一三四条

〔趣旨〕

本条は、民事訴訟法一九二条と同趣旨の規定である。「呼出しを受けた者」とは、証人、鑑定人または通訳人に限らず当事者をも含み、およそこれらの者が出頭しないとき、又は宣誓等を拒絶したときには秩序罰を科することにしたのである。「正当な」理由とは、たとえば、水害による交通途絶のため出頭できなかった場合などである。

なお、過料の額の推移については、前条と同様である。

(同前)

第二〇四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 一三四条ノ二

〔趣旨〕

本条は、民事訴訟法二二五条、二二三条と同趣旨の規定である。書類その他の物件の提出または提示を不当に拒絶した者に制裁の意味で過料を科することにしたのが本条の趣旨である。提示とは、単に相手方に示す場合であり、示すにとどまらず所持を相手方に移すのが提出である。

なお、過料の額の推移については前条と同様である。